

# 一人ひとりが輝くまち ⑫



## 日常生活から学ぶ さまざまなバリアの解消

「心の・情報の・物理的な・制度的なバリアフリーを進めましょう」

暮らしの中のさまざま  
なバリア(障壁)を取り除くことをバリアフリーといっています。

道路に段差や障害物があったり、通行が制限される物理的なバリア。共有されるべき情報が伝わらないといった情報伝達のバリア。年齢や性別、国籍、資格制限など社会的制度的なバリア。また、障害のある人や高齢者に対する理解不足や思い違いが、心のバリアにつながることもあります。

市では、交通機関や建物、道路の段差の解消、エレベーターの設置、また講演会では字幕や手話通訳で内容を伝えたりと、バリアフリーの取り組みを進めています。何よりも大切なのは、障害や高齢などを理由に、一人ひとりの意識の中にバリア

をつくらないことです。

「ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会である」と国連が昭和55年(1980年)の国際障害者年行動計画の中で提唱しています。この言葉は、それぞれの個性やさまざまな価値観、生き方などの違いをお互いが認め、尊重し合う社会を築き上げていくことの重要性を示しています。

バリアフリーを進めていくことは、障害のある人や高齢者のためだけではなく、すべての人が暮らしやすいまちづくりにつながります。バリアフリーへの取り組みを通して、私たち一人ひとりがお互いの人権を尊重し合う、心豊かな社会の実現をめざしましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

### 人権標語

(小学3年生の作品)

作ろうよ さべつをしない なかまのわ



還付金を  
お支払いします!?

#### 《相談内容》

先日、電話がかかってきて、「社会保険事務所の者です。医療費の還付金があるのですが、ATMに行って、次のフリーダイヤルにかけて手続きをしてください」といわれた。ATMの前で、教えられたフリーダイヤルに電話をするとは、「はい、給付係です」と出た。ボタンの操作方法を指示され、還付金を受け取るつもりが、逆に振り込んでしまった。

#### 《アドバイス》

このような事例が県内や市内で頻発しています。「電話で案内されるまま操作したら、自分の通帳からいつのまにか送金していた」という被害につながるケースがありますので、注意してください。事例のほかにも、「国民金融公庫で手続きをするから、

指定された電話番号にかけるように」と指示された内容もあります。厚生労働省や社会保険庁、国民生活金融公庫、市役所、税務署などの職員がATMを使って、還付金を送金したり、お金を振り込ませることはありません。

まさか自分がひっかかると思わなかったという人が大半です。内容が市や国の関連であれば、指示された電話番号でなく、電話帳などで機関の電話番号を調べて問い合わせるなどして、よく考えて行動しましょう。

被害が出た場合には、警察に届けましょう。  
三原警察署(☎0848⑥70110)

#### 消費生活相談室

☎0848⑥6410

とき 20日(木)を除く  
月々金曜日10時~  
12時、13時~16時  
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談  
14日(金)14時~16時  
久井保健福祉センター  
28日(金)10時~12時  
大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課  
(☎0848⑥6072 FAX0848⑥4103)